

○入札公告（特定調達公告（PFI事業））

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年10月13日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 馬頭最終処分場整備運営事業
- (2) 事業内容 入札説明書による。
- (3) 事業期間 事業契約締結の日から平成48年12月31日まで
- (4) 事業場所 那須郡那珂川町和見、小口及び小砂地内
- (5) 予定価格 3,505,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
ただし、特定施設に係る建設工事業務の対価の予定価格は2,432,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札に参加する者の構成等

- ア 馬頭最終処分場整備運営事業（以下「本事業」という。）の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本事業の各業務に当たる単独の企業又は複数の企業により構成されるグループ（以下「企業グループ」という。）であること。
- イ 企業グループを構成する者は、参加表明書の提出時に構成員（本事業を遂行する目的で設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資を予定し、かつ、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）又は協力企業（構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。）のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- ウ 入札参加者は、参加表明書の提出時に構成員の中から代表企業（企業グループを代表する者をいう。以下同じ。）を定め、必ず代表企業が入札参加手続を行うこと。
- エ 構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業となっていないこと。

(2) 入札参加資格要件（共通）

- 構成員及び協力企業は、いずれも次の要件を満たす者であること。
- ア 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第9条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イ又はニのいずれにも該当しないこと。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - エ 参加表明書の提出締切日から提案書の提出締切日までの間において栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月26日付け監第299号県土整備部長通知）又は栃木県競争入札参加者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
 - ク 手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者でないこと。
 - ケ 直近1年間に於いて国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - コ 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号に該当しない者であること。
 - サ 栃木県が本事業についてアドバイザー業務を委託したパシフィックコンサルタンツ株式会社、同社が同業務において提携関係にある日比谷パーク法律事務所又はこれらの企業と資本面で関連のある者（総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいう。以下同じ。）若しくは人事面で関連のある者（代表権を有する役員が当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。）でないこと。
 - シ 馬頭最終処分場PFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面で関連のある者若しくは人事面で関連のある者でないこと。
 - ス 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(3) 入札参加資格要件（業務別）

ア 設計業務に当たる者

馬頭最終処分場（仮称）（以下「本施設」という。）の設計業務に当たる者は、(ア)から(オ)までの要件を全て満たすこと。当該設計業務に当たる者が複数の場合には、複数の者で(ア)から(オ)までの要件を全て満たし、かつ、そのうち1者は(ア)から(エ)までの要件を全て満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を全て満たすこと。

- (ア) 一級建築士事務所又は建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定により登録部門を廃棄物部門として登録を受けている建設コンサルタントであること。
- (イ) 平成28年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格（平成28年栃木県告示第139号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (ウ) 元請又は共同企業体を構成する者として、クローズド（被覆）型の一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の実施設計の実績を有すること。
- (エ) 本施設の処分場本体（建築物を除く。）の設計に係る設計責任者として、次のいずれかに掲げる資格を有する者を配置すること。
 - a 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
 - b 技術士法による第2次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
- (オ) 建築物の設計者として、一級建築士の免許を有する者（一級建築士事務所に所属する者に限る。）を配置する予定であること。

イ 建設工事業務に当たる者

(ア) 土木工事に当たる者

土木工事（本施設（被覆施設及び浸出水処理施設（プラント）を除く。）の建設工事をいう。以下同じ。）に当たる者は、aからeまでの要件を全て満たすこと。土木工事に当たる者が複数の場合には、そのうち1者はaからeまでの要件を全て満たし、他の者はa及びbの要件を全て満たすこと。

- a 平成28年度における建設工事に係る競争入札参加資格（平成28年栃木県告示第138号。以下「建設工事に係る競争入札参加資格」という。）に基づき、土木一式工事の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可（土木一式工事に係るものに限る。）を受けていること。
- c 参加表明書の提出締切日において、建設業法第27条の23第1項の経営事項審査における直近かつ有効な土木一式工事の総合評定値（P）が1,400点以上であること。
- d 元請又は共同企業体を構成する者として、クローズド（被覆）型の一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の施工実績を有すること。
- e 土木工事の施工現場に、次の要件を満たす者を専任として配置すること。
 - (a) 一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の施工現場において、現場代理人、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）としての実績を有する者
 - (b) 一級土木施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を含む。）であって、土木工事業の監理技術者資格者証を有する者（監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了履歴により過去5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められる者を含む。）

(イ) 建築工事に当たる者

建築工事（本施設の被覆施設の建設工事をいう。以下同じ。）に当たる者は、aからeまでの要件を全て満たすこと。建築工事に当たる者が複数の場合には、そのうち1者はaからeまでの要件を全て満たし、他の者はa及びbの要件を全て満たすこと。

- a 建設工事に係る競争入札参加資格に基づき、建築一式工事の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- b 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可（建築一式工事に係るものに限る。）を受けていること。
- c 参加表明書の提出締切日において、建設業法第27条の23第1項の経営事項審査における直近かつ

有効な建築一式工事の総合評定値（P）が1,400点以上であること。

d 元請又は共同企業体を構成する者として、クローズド（被覆）型の一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の被覆施設の施工実績を有すること。

e 建築工事の施工現場に、一級建築士又は一級建築施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を含む。）であって、建築工事業の監理技術者資格者証を有する者（監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了履歴により過去5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められる者）を専任として配置すること。

（ウ） 水処理施設工事に当たる者

水処理施設工事（本施設の浸出水処理施設（プラント）の建設工事をいう。以下同じ。）に当たる者は、a から d までの要件を全て満たすこと。当該水処理施設工事業務に当たる者が複数の場合には、そのうち1者はa から d までの要件を全て満たし、他の者はa 及びb の要件を全て満たすこと。

a 建設工事に係る競争入札参加資格に基づき、清掃施設工事又は機械器具設置工事の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

b 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可（清掃施設工事又は機械器具設置工事に係るものに限る。）を受けていること。

c 元請又は共同企業体を構成する者として、一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の施工実績を有すること。

d 水処理施設工事の施工現場において現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての実績を有する者を専任として配置すること。

ウ 運営・維持管理業務に当たる者

本施設の運営・維持管理業務に当たる者は、構成員とし、（ア）から（イ）までの要件を全て満たすこと。当該運営・維持管理業務に当たる者が複数の場合には、構成員を1者以上含めた上で、全ての者が（ア）の要件を満たし、かつ、複数の者で（イ）から（イ）までの要件を全て満たすこと。

（ア） 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、資源回収又は施設管理の入札参加者資格を有するものと決定された者であること。

（イ） 参加表明書の提出締切日において、現に産業廃棄物処分業を営んでおり、当該産業廃棄物処分業において1年以上の営業実績を有すること。

（ウ） 一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場での1年以上の埋立管理業務の実績を有すること。

（エ） 一般廃棄物最終処分場又は管理型産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の運転管理業務の実績を有すること。

（オ） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項に規定する技術管理者の資格を有する者が1名以上在籍し、本業務に配置すること。

エ 埋立終了後の管理業務に当たる者

ウの運営・維持管理業務に当たる者と同様の要件を満たすこと。

オ 不法投棄物撤去業務に当たる者

不法投棄物撤去業務の各業務に当たる者は、以下のとおりとする。

（ア） 設計業務に当たる者は、アの要件を満たすこと。

（イ） 汚染拡散防止対策工事業務に当たる者は、イの（ア）の土木工事に当たる者と同様の要件を満たすこと。

（ウ） 不法投棄物撤去・運搬業務に当たる者は、イの（ア）の土木工事に当たる者又はウの運営・維持管理業務に当たる者と同様の要件を満たすこと。

（エ） 不法投棄物埋立業務に当たる者は、ウの運営・維持管理業務に当たる者と同様の要件を満たすこと。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁舎本館12階

栃木県環境森林部馬頭処分場整備室

電話028-623-3227

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成28年10月14日から平成29年3月24日までの間において栃木県ホームページからダウンロードすることができる。

URL:<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d06/index.html>

(3) 参加表明書の提出

入札参加者は、次のとおり参加表明書を提出し、入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けること。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

平成28年12月20日から同月22日までの日の午前9時から午後4時までに電子入札システムにより提出した上、(1)の場所に持参し、又は郵送すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、あらかじめ承諾を得た上で、持参又は郵送のみにより提出することができる。なお、郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、同期間内に必着すること。

イ 確認結果の通知 郵送（平成29年1月23日に発送）により通知する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

(3)のイにより入札参加者に必要な資格を有する旨の確認を受けた入札参加者は、次のとおり入札書及び提案書（以下「入札書類」という。）を提出すること。

ア 入札書類の提出期間及び提出場所

平成29年3月22日から同月24日までの日の午前9時から午後4時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、(3)のアにより電子入札システムにより難しいとして、承諾を得た場合は、(1)の場所に持参し、又は郵送すること。なお、郵送の場合は、配達記録が残る方法によることとし、同期間内に必着すること。

イ 開札の日時及び場所

平成29年6月21日午後3時 栃木県庁舎東館3階入札室2

ただし、日時が変更になる場合は、入札参加者に別途通知する。

なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わないものとする。

(5) 入札方法 1の(1)の事業名で総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札として行うものとする。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第143条第2項の規定により担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第144条第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

ア 入札参加者に必要な資格のない者が入札したもの

イ 虚偽の参加資格確認申請等を行った者が入札したもの

ウ 入札書類が所定の日時までに到着しないもの

エ 同一の入札に2人以上の代理をした者から入札書が出されたもの

オ 同一の入札に他の入札参加者の代理をした者から入札書が出されたもの

カ 同一の入札に同一の入札参加者から2通以上の入札書が出されたもの

キ 入札書類に必要な記名押印のないもの

ク 金額その他主要事項の記載が不明確なもの

ケ 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの

コ 入札参加者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの

サ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 審査

入札書類をもって入札に参加し、予定価格の制限の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案について、選定委員会は、アの基準に従い算出して得た性能評価点及びイの基準に従い算出して得た価格評価点の合計（以下「総合評価点」という。）が最大となる提案を最優秀提案として選定する。ただし、総合評価点が高い提案が複数あるときは、性能評価点が高いものを最優秀提案とする。総合評価点が高い提案が複数あったときにおいて、当該複数の提案に係る性能評価点が高点のときは、当該提案を行った入札参加者にくじを引かせ最優秀提案を選定する。

ア 性能評価点

予定価格の制限の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案内容について(ア)から(タ)までの評価項目ごとの評価基準に従い点数を付与し、その合計値を性能評価点（最大70点）とする。付与する点数は、評価に応じ、評価項目ごとの配点にA評価1.00、B評価0.75、C評価0.50、D評価0.25又はE評価0.00を乗じて得た値とする。

- (ア) 事業の取組方針及び実施体制 配点2点
- (イ) 資金調達及び長期収支の安定性 配点6点
- (ウ) リスク管理 配点2点
- (エ) 地域経済・地域コミュニティとの関わり方 配点4点
- (オ) 遮水対策 配点6点
- (カ) 浸出水処理施設の性能 配点6点
- (キ) 被覆施設 配点6点
- (ク) 環境への負荷低減及び自然との調和 配点4点
- (ケ) 配置・動線計画及び施工計画 配点2点
- (コ) 施設管理 配点6点
- (サ) 埋立計画 配点6点
- (シ) 環境保全対策及び環境への負荷低減 配点4点
- (ス) 見学者対応・情報発信 配点2点
- (セ) 営業活動・顧客創出 配点6点
- (ソ) 事前調査及び環境対策 配点2点
- (タ) 汚染拡散防止対策及び不法投棄物撤去・運搬 配点6点

イ 価格評価点

次の(ア)及び(イ)の式により算定して得られた値の合計を価格評価点とする。

- (ア) サービス購入料（入札価格）の評価点の算定式
評価点 = 15点 × 最低評価価格 ÷ 当該入札参加者の評価価格
- (イ) プロフィットシェアリング（基準単価）の評価点の算定式
評価点 = 15点 - (当該入札参加者の提案基準単価 - 最低基準単価) ÷ 100

(6) 落札者の決定方法

(5)の最優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) その他

ア 提案書のヒアリング 提案書のヒアリングを行う。

イ 費用負担 入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

ウ 入札書類の取扱い

提出された入札書類については、変更できないものとし、また、返却しないものとする。

エ 栃木県が提示する資料の取扱い

栃木県が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

オ 栃木県の入札参加資格を有しない者の参加

2の(3)の入札参加資格要件（業務別）において、各業務に当たる者として必要とする栃木県の入札参加資格を有していない者は、参加表明書の提出までに入札参加資格を有する必要がある。

カ 基本協定の締結

栃木県と落札者は、落札者決定後、基本協定を締結するものとする。

キ S P C の設立

落札者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてS P Cを設立しなければならない。

ク 契約

この入札による契約は、P F I 法第12条の規定による栃木県議会の議決を要する。栃木県は、キにより基本協定を締結した落札者が設立したS P Cと仮契約を締結するものとし、栃木県議会の議決を経た上で契約を確定する。

ケ その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) The name of the project
Bato Final Landfill Site Development Project
- (2) The deadline for documents of intent on bidding participation
4:00 PM, December 22, 2016
- (3) The deadline for bidding documents and proposal documents
4:00 PM, March 24, 2017
- (4) Information available at:
Bato Final Landfill Site office,
Department of Environment and Forestry, Tochigi prefecture
Tochigi Prefectural Main Office, 12th floor
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL 028-623-3227

(馬頭処分場整備室)
